

利用される方へ

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とします。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通産省令第81号）によって実施されます。

3 調査の期日

平成25年工業統計調査は、平成25年12月31日現在で実施しました。

4 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）の大分類E－製造業に属する事業所（国に属する事業所及び従業者数3人以下の事業所を除く）です。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造・加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業統計調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造・加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業統計調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者）の自計報告により調査しました。

6 調査項目

巻末調査票記載のとおりです。

7 集計項目の説明

(1) 事業所数は、平成25年12月31日現在の数値です。

なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、1区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

ただし、調査日現在で休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所については集計の対象としていません。

(2) 従業者数は、平成25年12月31日現在の数値です。

従業者とは、常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者と臨時雇用者の計をいいますが、統計表でいう従業者は、臨時雇用者を除いたものです。

ア 常用労働者とは、次のいずれかのものをいいます。

(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業等からの出向従業者などで、上記

(ア)、(イ)に該当する者

(エ) 重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(オ) 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

イ **個人事業主及び無給家族従業者**とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務に携わっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含みません。

ウ **臨時雇用者**とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人や日々雇用されている者をいいます。

(3) **現金給与総額**は、平成25年1年間に、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等）及び「パート・アルバイト等」）に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計をいいます。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金や解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額（派遣会社への支払額を含む）、臨時雇用者に対する給与及び他企業に出向させている者に対する負担等をいいます。

(4) **原材料使用額等**は、平成25年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額であり、消費税を含みます。

原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等を含みます。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含みます。

燃料使用額とは、生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費をいいます。

電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含みません。

委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の事業所に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

製造等に関連する外注費とは、派遣、委託生産費以外のもので、生産設備の保守・点検、機械の操作等、事業所収入に係る直接的な外注費をいいます。

転売した商品の仕入額とは、他の事業所（同一企業内に属する事業所を含む）から仕入れて又は受け入れてそのまま販売した商品の売上に対応した仕入額をいいます。

(5) **製造品出荷額等**は、平成25年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額、その他の収入額の合計をいいます（消費税及び国内消費税を含む）。

製造品出荷額とは、工場出荷金とし、積込料、運賃、保険料及びその他の諸経費を除いた金額をいいます。なお、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含みます。

加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する原材料又は製品（半製品を含む）を加工して引き渡したものに対して受け取った、又は受けとるべき加工賃をいいます。

その他の収入額とは、製造品出荷額、加工賃収入額以外の収入をいい、修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入、転売収入等をいいます。ただし、知的財産収入、利子・配当、為替差益等の事業外収入及び財産売却収入は除きます。

(6) 製造品在庫額、半製品・仕掛品在庫額及び原材料・燃料在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品を含みます。

(7) 生産額、付加価値額及び粗付加価値額は、次の算式で計算しています。

ア 生産額

製造品出荷額＋加工賃収入＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

イ 付加価値額（従業者30人以上）

製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

ウ 粗付加価値額（従業者29人以下）

製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等
ただし、従業者規模や調査年によっては、在庫額、減価償却額を調査しない場合があります、これらを調査しない場合には付加価値額は計算できないため、次の計算方法となります。

（ア）従業者9人以下の事業所

在庫額、減価償却額をいずれの年も調査していませんので、製造品出荷額等を生産額とし、粗付加価値額を計算しています。

（イ）従業者10～29人の事業所

在庫額に加えて減価償却額についても西暦末尾が0、5の年のみ調査することになり、すべての年について、製造品出荷額等を生産額とし、粗付加価値額を計算しています。西暦末尾が0、5の年は、付加価値額も計算しています。

(8) 有形固定資産に関する数値は、平成25年1年間における数値であり、数値は帳簿価額によっています。

ア 有形固定資産の年末現在高は、次の算式で計算しています。

年末現在高＝年初現在高＋取得－除去額－減価償却額

イ 有形固定資産の取得額は、土地と土地以外のものに分かれており、土地以外のものとは次のものいいます。

（ア）建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

（イ）機械及び装置（附属設備を含む）

（ウ）船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等

ウ 有形固定資産の建設仮勘定の年間増減は、次の算式で計算しています。

$$\text{年間増減} = \text{増加額} - \text{減少額}$$

エ 建設仮勘定の増加額とは、建設仮勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは建設仮勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

オ 有形固定資産の除去額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他事業所への引き渡し等をいいます。

カ 有形固定資産の投資総額は、次の算式で計算しています。

$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減}$$

(9) 消費税を除く内国消費税額は、次の納付税額又は納付すべき税額の合計をいいます。

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税

(10) 推計消費税額は、平成13年調査から消費税額の調査を廃止したことから、消費税額を推計しているものであり、算出にあたっては、製造品出荷額等の合計から直接輸出入、原材料、設備投資（土地を除く有形固定資産取得）を控除しています。

(11) 常用労働者のうち雇用者1人当たり現金給与額は、次の算式で計算しています。

$$\text{現金給与額（常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額）} \div \text{常用労働者のうち雇用者数}$$

(12) 原材料率、付加価値率、現金給与率、減価償却率は、次の算式で計算しています。

ア 原材料率

$$\text{原材料使用額等} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

イ 付加価値率

$$\text{付加価値額} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

ウ 現金給与率

$$\text{現金給与総額} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

エ 減価償却率

$$\text{減価償却額} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

8 産業分類及び格付けについて

事業所の産業分類格付けは、1事業所が2つ以上の製造品を製造している場合、産業中分類番号の上2桁を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので決定します。

例えば、生産用機械と輸送用機械の両方を製造している事業所で、1年間の製造品出荷額等のうち生産用機械のウェイトの方が輸送用機械よりも高ければ、その事業所に係る数値はすべて生産用機械として集計されます。

なお、本報告書の産業中分類の表記は以下のとおりです。

番号	産業中分類名	略 称	2字表記
09	食料品製造業	09 食料品	食 料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料	飲 料
11	繊維工業	11 繊維	繊 維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	12 木材・木製品	木 材
13	家具・装備品製造業	13 家具・装備品	家 具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙	紙 パ
15	印刷・同関連業	15 印刷	印 刷
16	化学工業	16 化学	化 学
17	石油製品・石炭製品製造業	17 石油・石炭製品	石 油
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）※2	18 プラスチック製品	プ ラ
19	ゴム製品製造業	19 ゴム製品	ゴ ム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革	皮 革
21	窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品	窯 業
22	鉄鋼業	22 鉄鋼	鉄 鋼
23	非鉄金属製造業	23 非鉄金属	非 鉄
24	金属製品製造業	24 金属製品	金 属
25	はん用機械器具製造業	25 はん用機械	は 用
26	生産用機械器具製造業	26 生産用機械	生 産
27	業務用機械器具製造業	27 業務用機械	業 務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス	電 子
29	電気機械器具製造業	29 電気機械	電 気
30	情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械	情 報
31	輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械	輸 送
32	その他の製造業	32 その他製造	そ 他

※1 集計に用いた産業分類は、原則として日本産業標準分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

本報告書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業 (1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

※2 産業中分類「18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次表のとおりです。

製造品名	分類番号	製造品名	分類番号
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用具・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム（乾板を含む）	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき、ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

9 記号及び注記

- (1) 報告書の数値は、平成23年は「平成24年経済センサスー活動調査（製造業）」、それ以外の年は「工業統計調査」の従業者数4人以上の事業所について集計したものです。
- (2) 新潟県分については県独自集計値、全国及び他都道府県については、経済産業省の集計値を用いています。新潟県の数値は独自集計であることから、経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。
- (3) 各項目の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。比率は、小数点以下第2位を四捨五入して計算しました。
- (4) 「x」は集計対象となる事業所が1又は2であるため、結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所です。なお、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「x」としました。
- (5) 報告書の記号の意味は以下のとおりです。

記号	記号の意味
—	該当数値なし
▲	マイナス
0.0	単位未満
…	調査項目がないため不明
x	秘匿数値

10 時系列比較する場合の留意点

- (1) 調査年によって、同一事業所が製造品出荷額等のウエイト変動により前年と異なる産業分類に格付けされる場合や、事業内容に変更があり製造業に該当・非該当となる場合があります。そのことにより、時系列で比較すると数値が大きく変動している場合がありますので留意願います。
- (2) 平成14年の前年比は日本標準産業分類が改定されたため、13年の数値を14年の分類で再集計したものです。
- (3) 平成16年の数値は、「新潟県中越大震災に伴う平成16年工業統計調査の捕捉調査」の結果を含みます。
- (4) 平成19年から製造以外の活動を把握するため、製造品出荷額等に「その他収入額」を、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」が調査項目に追加となりました。
そのため、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額等」について、平成18年以前の数値と平成19年以降の数値とは接続しません。
- (5) 経済産業省の公表資料では、平成19年の事業所数・従業者数の前年比について、当年調査において事業所の捕捉作業を行ったことから、時系列を考慮して当該捕捉事業所を除いて計算しています。
一方、この報告書では、製造業の実態をより正確に捉える観点から、調査結果の実数で計算しています。そのため、経済産業省の公表数値と異なりますので留意願います。
- (6) 平成20年の前年比は日本標準産業分類が改定されたため、19年の数値を20年の分類で再集計したものです。
- (7) 平成23年の数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。
- ・従業者4人以上の事業所であること
 - ・事業所の所在地が新潟県内であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- なお、平成24年経済センサス-活動調査と工業統計調査とは調査方法が異なるため、数値を比較する際には留意してください。

〇問い合わせ先

〒950-8570 新潟県総務管理部統計課産業統計班

電話 統計課直通：025-280-5101

県庁代表：025-285-5511（内線2444・2445・2446）

ホームページ（にいがた県統計BOX）<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/>

※正誤情報は、新潟県ホームページ（にいがた県統計BOX）に掲載します。